第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編) 新旧対照表 旧 神奈川県 神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課 環境農政局緑政部森林再生課 神奈川県森林土木事業設計要領(治山・林道編) 神奈川県森林土木事業設計要領(治山・林道編) 第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編) 第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編) 令和<u>5</u>年<u>7</u>月 令和4年4月

第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編) 新旧対照表

新

第1章 設計積算要領

第1節 ~ 第2節 (略)

第3節 事業費の積算基準

- 1 (略)
- 2 間接工事費
- (1) (略)
- (2) 共通仮設費

ア~イ (略)

ウ 運搬費

運搬費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-r-(9)運搬費によるほかは次による。 $(r)\sim(4)$ (略)

(ク) 共通仮設費率に含まれない現場内運搬費用について

質量 20t 未満の建設機械であっても、ケーブルクレーンやモノレール、ヘリコプター等を用いて自 走以外の方法により建設機械を現場内で移動させる場合は、別途積上げにより積算する。

エ~ク (略)

ケ安全費

安全費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-r-(5)安全費によるほかは次による。

(ア) (略)

(イ) 剥離剤を使用した途料の剥離作業における労働災害防止に必要な安全対策

当初設計において、令和4年5月18日付け基安化発0518第1号厚生労働省労働基準安全衛生部化学物質対策課長通知「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」に記載されている物質を含む剥離剤を使用した場合、安全対策にかかる経費について、(削除)、安全費に積上げで計上するものとする。なお、変更での計上は原則行わないものとするが、やむを得ないと認められる場合は計上できるものとする。(関連 附-12 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について)

(3) (略)

3 (略)

第4節~第8節 (略)

第9節

1 (略)

2 設計書の単位及びその端数調整

設計書の端数調整は「設計積算要領」 <参考基準等>によるほかは、次のとおりとする。

(1) 基礎単価・単価表・数量・副明細表・明細表の端数調整

	分類	項目	端数処理	桁数(有効数字、 小数点桁など)	備考	
	基礎	見積り単価		事務取扱要領参照	見積りの場合、有効数値による端数処理をおこなう。 参照:環境農政局土木工事等事務取扱要領第5条	
		市場単価	切り捨て	円止	補正時の端数調整。	

第1章 設計積算要領

第1節 ~ 第2節 (略)

第3節 事業費の積算基準

- 1 (略)
- 2 間接工事費
- (1) (略)
- (2) 共通仮設費

ア~イ (略)

ウ 運搬費

運搬費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-r-(9)運搬費によるほかは次による。 $(r)\sim(4)$ (略)

旧

(ク) (追加)

エ~ク (略)

ケ 安全費

安全費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-7-(5)安全費によるほかは次による。

(ア) (略)

(イ) 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止に必要な安全対策

当初設計において、令和2年10月19日付け基安化発1019第1号厚生労働省労働基準安全衛生部化学物質対策課長通知「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」に記載されている物質を含む剥離剤を使用した場合、安全対策にかかる経費について、見積りを行い、安全費に積上げで計上するものとする。なお、変更での計上は原則行わないものとするが、やむを得ないと認められる場合は計上できるものとする。(関連 附-12 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について)

(3) (略)

3 (略)

第4節~第8節 (略)

第9節

1 (略)

2 設計書の単位及びその端数調整

設計書の端数調整は「設計積算要領」<参考基準等>によるほかは、次のとおりとする。

(1) 基礎単価・単価表・数量・副明細表・明細表の端数調整

分類	項目	端数処理	桁数(有効数字、 小数点桁など)	備考
基礎単価	見積り単価		事務取扱要領参照	見積りの場合、有効数値による端数処理をおこなう。 参照:環境農政局土木工事等事務取扱要領第5条
	市場単価	切り捨て	円止	補正時の端数調整。

第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編) 新旧対照表

				新
単	機械損料	四捨五入	有効三桁止	補正時の端数調整。
価	1及1火1貝1寸	四行业八	有效二相正	参照:建設機械等損料表 I - 3 - ②
	損料単価	切り捨て	円止	仮設資材等で損率をかけた時の端数調整。
	資材単価	切り捨て	円止	鋼材価格から算出する単管パイプ1本の価格など。
	機械賃料	四捨五入	有効三桁止	夜間補正時など
<u>週</u>	<u> </u>	切り捨て	円止め	
<u>休</u>	機械経費	四捨五入	有効三桁止め	
2	市場単価	切り捨て	円止め	
旦 補 正	土木工事標準単価	切り捨て	有効四桁止め	
	日当り 運転時間	四捨五入	小数一位止	参照:森林整備保全事業建設機械経費積算要領第7
	労務数量	四捨五入	小数二位止(※)	※当該歩掛に指定がある場合を除く。
数量	資材数量	四捨五入	小数二位止(※)	※指定がある場合を除き、森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第1別表による。別表に記載が無いものについては左記による。 ※規模等により上記により難い場合は別途定めることができる。 参照:森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第1
	時間あたり 燃料消費量	四捨五入	有効二桁止	参照:森林整備保全事業建設機械経費積算要領別表第3備考2
	構成行	四捨五入	円止	参照:森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第 2-1
単	行合計	切り捨て	円止	
価 表	単位あたり	四捨五入	円止	※施工パッケージ積算単価の端数処理は、「神奈川県森林土木事業における森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の試行の実施について」の積算単価の端数処理による。
副	構成行	切り捨て	円止	
明細表	行合計	切り捨て	円止	
明如	構成行	切り捨て	円止	森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第 2-2
細表	行合計	切り捨て	円止	

$(2) \sim (3)$ (略)

3 市場単価の積算

「標準歩掛」第 1 編共通工第 9 市場単価に定められている市場単価方式による積算にあたっては、土木工事資材等単価表に掲載されている単価を用いることとする。施工規模等による補正にあたっては、「土木工事標準積算基準書」VI-2 市場単価の基準を準用し、その端数処理は本要領のとおりとする。

				IH
	[水 早+ 4-+ 39+	四捨五入	有効三桁止	補正時の端数調整。
	機械損料			参照:建設機械等損料表 I - 3 - ②
	損料単価	切り捨て	円止	仮設資材等で損率をかけた時の端数調整。
	資材単価	切り捨て	円止	鋼材価格から算出する単管パイプ1本の価格など。
	機械賃料	四捨五入	有効三桁止	夜間補正時など
<u>(追</u>				
加)				
	日当り	四捨五入	 小数一位止	参照:森林整備保全事業建設機械経費積算要領第7
	運転時間			
	労務数量	四捨五入	小数二位止(※)	※当該歩掛に指定がある場合を除く。
				※指定がある場合を除き、森林整備保全事業設計積算要領参考基
				準等第1別表による。別表に記載が無いものについては左記によ
数量	資材数量	四捨五入	 小数二位止(※)	<u> వ</u> .
				※規模等により上記により難い場合は別途定めることができる。
				参照:森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第1
	時間あたり			参照:森林整備保全事業建設機械経費積算要領別表第3備考2
	燃料消費量	四捨五入	有効二桁止	
	構成行	四捨五入	円止	参照:森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第2-1
単価	行合計	切り捨て	円止	
表				※施工パッケージ積算単価の端数処理は、「神奈川県森林土木事
10	単位あたり	四捨五入	円止	業における森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の試行の
				実施について」の積算単価の端数処理による。
副明	構成行	切り捨て	円止	
細表	行合計	切り捨て	円止	
明細	構成行	切り捨て	円止	森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第 2-2
表	行合計	切り捨て	円止	
L	l .	1	ı	

 $(2) \sim (3)$ (略)

3 市場単価の積算

「標準歩掛」第 1 編共通工第 9 市場単価に定められている市場単価方式による積算にあたっては、土木工事資材等単価表に掲載されている単価を用いることとする。施工規模等による補正にあたっては、「土木工事標準積算基準書」VI-2 市場単価の基準を準用(追加)する。

第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編) 新旧対照表

 $4 \sim 5$ (略)

6 その他注意事項

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) 土砂検定に要する費用について

土砂検定の対象となる工事については、検定試験に係る費用を準備費に積上げで計上する。また、土砂検定の検定項目数については、各発生土受入地が定めた基準に従うこととする。

新

なお、土木工事等資材単価表に記載の土砂検定費を使用する際は、備考欄や留意事項等に留意すること。

附一12

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

橋梁等の塗料を剥がす作業等、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化 学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、厚生労働省から「剥離剤を使 用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」令和4年5月18日付け基安化発0518第1号(以下、「厚 生労働省通知」とする。)が関係団体に通知されたことから、以下の対応を行うものとする。

1. 対象工事

塗料の剥離作業が発生する工種を含む工事

2. 受注者への通知について

発注者は受注者に対し、厚生労働省通知に記載された講ずべき措置を確実に取るように求めることとする。

3. 措置を講ずるために必要となる費用の積算について

当初設計において、剥離剤(厚生労働省通知に記載された物質を含むもの)を使用した場合、必要な費用を防護 衣等については安全費に積み上げるものとする。また、密閉空間による作業が見込まれる等、作業者の労働安全衛 生上特に配慮が必要であると認められる場合に限り、エアシャワー等の環境対策資機材を仮設工として直接工事費 に積み上げるものとする。

なお、原則設計変更の対象とはしないものの、使用数量に乖離が認められた場合及び塗布面積や塗布回数の増減 等の条件変更が行われた場合は、受発注者協議の上、設計変更できるものとする。

参考資料(厚生省通知) (削除)

附-14

コンクリートによる構造物の標準強度等について

- (1) 構造物の種類によるコンクリート強度の標準強度
- 1) 生コンクリート

鉄筋コンクリート構造物については、鋼材間隙を考慮の上、標準歩掛 第1編共通工、第2編治山によるも

 $4 \sim 5$ (略)

6 その他注意事項

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) 土砂検定に要する費用について

土砂検定の対象となる工事については、検定試験に係る費用を準備費に積上げで計上する。また、土砂検 定の検定項目数については、各発生土受入地が定めた基準に従うこととする。

旧

(追加)

附一12

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

橋梁等の塗料を剥がす作業等、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化 学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、厚生労働省から「剥離剤を使 用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」令和4年5月18日付け基安化発0518第1号(以下、「厚 生労働省通知」とする。)が関係団体に通知されたことから、以下の対応を行うものとする。

1. 対象工事

塗料の剥離作業が発生する工種を含む工事

2. 受注者への通知について

発注者は受注者に対し、厚生労働省通知に記載された講ずべき措置を確実に取るように求めることとする。

3. 措置を講ずるために必要となる費用の積算について

当初設計において、剥離剤(厚生労働省通知に記載された物質を含むもの)を使用した場合、必要な費用を防護衣等については安全費に積み上げるものとする。また、密閉空間による作業が見込まれる等、作業者の労働安全衛生上特に配慮が必要であると認められる場合に限り、エアシャワー等の環境対策資機材を仮設工として直接工事費に積み上げるものとする。

なお、原則設計変更の対象とはしないものの、使用数量に乖離が認められた場合及び塗布面積や塗布回数の増減 等の条件変更が行われた場合は、受発注者協議の上、設計変更できるものとする。

参考資料 (厚生省通知)

附一14

コンクリートによる構造物の標準強度等について

- (1) 構造物の種類によるコンクリート強度の標準強度
- 1) 生コンクリート

鉄筋コンクリート構造物については、鋼材間隙を考慮の上、標準歩掛 第1編共通工、第2編治山によるも

第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編) 新旧対照表

のとするほか、無筋コンクリート構造物については次に定める。

۰.	こりのはか、無肋コンクケート構造物については外に足める。							
	構立	告物の種類	呼び強度 (N/mm²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)			
	無筋	重力式治山ダム工及び土留 工、護岸工、水路工、間詰 及び袖かくし、重力式擁 壁、重力式橋台及び橋脚、 側溝、集水桝。		40 又は 25	8			
	コンクリート	コンクリートブロック (石) 積(張) 工の基礎、 胴込及び裏込コンクリート、法枠及び中埋コンクリート(井筒、函等の中詰め を含む)	18	20、25 又は40	8			

- 備考 1. 水セメント比等から上表に表示された以外のコンクリート及び特殊なコンクリートを必要とする場合は別に定めるものとする。
 - 2. 構造物の配合が耐久性、水密性等の条件から決まる場合には別途定めることができる。
 - 3. コンクリートポンプ車による圧送コンクリートのスランプは8~12 cmの範囲とすることができる。
 - 4. 均しコンクリートは無筋コンクリートと同一とする。
 - 5. 粗骨材の最大寸法は、部材最小寸法の 1/4 を超えないこと。かつ、被りの 3/4 を超えないこと。

のとするほか、無筋コンクリート構造物については次に定める。

構	告物の種類	呼び強度 (N/mm²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)
無筋	重力式治山ダム工及び土留 工、護岸工、水路工、間詰 及び袖かくし、重力式擁 壁、重力式橋台及び橋脚、 側溝、集水桝。	18	40 又は 25	8
コンクリート	コンクリートブロック (石) 積(張) 工の基礎、 胴込及び裏込コンクリート、法枠及び中埋コンクリート(井筒、函等の中詰め を含む)	18	20、25 又は 40	8

旧

- 備考 1. 水セメント比等から上表に表示された以外のコンクリート及び特殊なコンクリートを必要とする場合は別に定めるものとする。
 - 2. 構造物の配合が耐久性、水密性等の条件から決まる場合には別途定めることができる。
 - 3. コンクリートポンプ車による圧送コンクリートのスランプは8~12 cmの範囲とすることができる。
 - 4. 均しコンクリートは無筋コンクリートと同一とする。

(追加)